## 使用水量等のお知らせのデザインが変わります

量等のお知らせ」を、9月検針分 から、新デザインに変更します。 時に投函させていただく「使用水 対応のため、水道メーターの検針 求書等保存方式(インボイス制度) 10 月1日から実施される適格請



何が変わるの?

りません。 より直接集金などをすることはあ ての「登録番号」を追加します。 主に適格請求書発行事業者とし お、使用水量等のお知らせに

登録番

## インボイス制度とは

今回分使用水量等のお知らせ

(税を計算し、 (のある事業者) 課税事業者 適格請求書 (インボイス) を交 保存する新しい制度です。 (消費税を納める義 仕入税額控除を受 が、支払った消

₫ 。 けるために必要な手続きとなりま

## 適格請求書とは

税務署長の登録を受けた「適格請 されている必要があります。 用税率や消費税額等を伝えるため 求書発行事業者」のみが交付でき、 録番号といった一定の事項が記載  $\mathcal{O}$ もので、現行の請求書などに登 売手が買手に対 (して、 正 また、 確な 適

> 中津川 す。 下水道事業会計は、適格請求書発 行事業者として登録を受けてい 市水道事業会計、 ф 津 ĴΪ ŧ 市

月の2回に分けて請求します。 料金を算定し、検針月の翌月と翌々 分の 行なっています。 検針が2カ月に1回の隔月検針 中 )水量を2等分して1カ月分の 津 Ш 市では、 水道メ 検針した2カ月 ター を 0

> た、 区に分けて行なっています。 検針は奇数月地区、 偶数月地

ください。 詳しくは市ホームページをご覧



## 水道:中津川市水道事業会計 下水道:中津川市下水道事業会計 令和5年10月·令和5年11月請求分 **合和 5年 9月20日** 使 用 期 間 令和 5年 7月20日~令和 5年 9月20日 (前回~今回検針日) 通知書番号 123456789-12 (道順番号 0123-4567-880 ) 設置場所 かやの木町2-1 使 用 者 中津川 太郎 (氏名・名称) ※設置場所・使用者の情報の一部を割愛して表示する場合があります 今回指針 205 m \*\*\*\*\*\*\* 前回指針 184 m² 旧メーター水量 \*\*\*\*\*\* 加減・減免水量 \*\*\*\*\*\*\* 令和 5年10月請求分 該当水量 11 m² 11 m² 適用税率 2,610円 2,050円 2,871円 2,255円 消費税額 261円 ) 205円 納期限(口座振替日) 令和 5年10月31日 令和 5年10月31日 本票により直接集金する ことはありません。 請求予定額合計 令和 5年11月請求分 該当水量 10 m² 2,500円 2,750円 2.090円 (内 消費税額(10%対象)) ( 250円) 190円 納期限(口座振替日) 令和 5年11月30日 令和 5年11月30日 本票により直接集金する 請求予定額合計 4,840円 (検針員名 中津川 花子 連絡事項 水道:中津川市水道事業会計 下水道:中津川市下水道事業会計 令和 5年 7月請求分 令和 5年 3月20日 ~ 令和 5年 5月20E 2,750円 (内消費税額(10%対象)) 250円 令和 5年 8月請求分 通知書書号 123458789-12 **合和 5年 5月20日 ∼ 合和 5年 7月20日** 口座振替日 令和 5年 8月31日 令和 5年 8月31日 口序指移類(別會80.3/10%)6 2,750円 2,090円 190円

250円 )

4.840円

中津川市長

口座振替額合計

(内 消費税額(10%対象)) (

本表の金額をご指定の口座から振替しました。

(**8**62-1285)

担当課 水道経営課(87内線57) 間 中津川市上下水道料金センター